

地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業 実施要綱

大臣官房地域力創造審議官 決裁

(本要綱の趣旨)

第1条 本要綱は、総務省が実施する地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

(事業目的)

第2条 本事業は、地域おこし協力隊（地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日制定、令和5年4月4日一部改正）第3（1）に定める地域おこし協力隊員をいう。以下同じ。）の活用を検討する地域等に対して、地域おこし協力隊の知見、ノウハウ等を有する専門家として第9条第1項の委嘱を受けた者（地域おこし協力隊アドバイザー（以下「アドバイザー」という。））を派遣し、地域おこし協力隊に関する助言、提言、情報提供等の支援を行うことにより、地域おこし協力隊の取組の更なる推進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 本事業は、地域おこし協力隊の活用を検討する地域等に対し、アドバイザーを派遣し、課題整理、アドバイス・提言、情報提供等の支援を行うものである。

2 本事業におけるアドバイザーの派遣は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「地方公共団体」という。）からの申請を受けて総務省が適当であると判断したときに実施する。

一 市町村（地域おこし協力隊の受入可能自治体に限る。）

二 都道府県

3 本事業に基づくアドバイザーの派遣は、原則として、連続する2日間以内（移動日を含まない。）、支援時間数の合計は8時間以内、1日につき7時間以内とする。

4 前項にかかわらず、総務省が適当であると判断した場合には、連続しない日に事前打合せ又はフォローアップのための派遣を行うことができる（支援時間数の合計は8時間以内）。

5 本事業に基づくアドバイザーの派遣は、総務省が適当であると判断した場合において、オンライン会議に代えることができる。

6 総務省は、本事業の実施期間中及び終了後に、必要に応じ、地方公共団体及びアドバイザーに対し、実施状況に関するヒアリング又は意見交換を実施することがで

きる。

(派遣申請)

第4条 前条第2項の規定によりアドバイザーの派遣を受けようとする地方公共団体（以下「申請団体」という。）は、派遣申請書をあらかじめ総務省に提出しなければならない。ただし、申請団体は、原則として、都道府県あたり1団体以内（申請団体に都道府県を含む場合は2団体以内）とし、都道府県が選定するものとする。

(派遣の決定)

第5条 総務省は、前条の規定による派遣の申請があったときは、その内容を審査し、派遣することが適当であると判断したときは、派遣を決定し、申請団体に通知する。

- 2 総務省は、前項の審査を行うに当たり、必要があると認めるときは、申請団体に説明を求めることができる。
- 3 総務省は、必要がある場合、申請団体及びアドバイザーと派遣内容等の調整を行う。
- 4 総務省は、第1項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第6条 前条第1項の通知を受けた申請団体（以下「派遣受入団体」という。）が、申請の内容を変更するときは、あらかじめ総務省に通知し、申請内容の変更に関し協議しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 一 派遣目的に変更をもたらすものでなく、かつ、変更を認めることにより、より能率的に派遣目的を達成できると考えられる場合
- 二 派遣目的及び本事業の推進に影響の少ない軽微な変更である場合

- 2 総務省は、前項の協議を行う場合において、必要に応じ派遣申請の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 派遣受入団体は、やむを得ない理由により派遣事業を休止又は廃止しようとするときは、総務省に通知しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 総務省は、派遣受入団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第5条の決定の内容（第6条第1項の協議の結果変更が生じた場合は、その変更後の内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 派遣受入団体が、本要綱又はこれに基づく総務省の処分若しくは指示に違反し

た場合

二 派遣の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

三 派遣受入団体が、派遣事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

2 総務省は、前項の規定により派遣内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する場合は、派遣受入団体に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 派遣受入団体及びアドバイザーは、個々の派遣が終了したとき、それぞれ総務省に実績報告書を提出しなければならない。

2 派遣受入団体は、派遣受入を行った年度末までに、派遣申請時の目標に対する達成状況等について、総務省に報告しなければならない。

3 総務省は、派遣受入団体及び派遣を行ったアドバイザーを公表することができる。

(アドバイザーの選任及び委嘱)

第9条 アドバイザーの選任については、総務省が、社会的信望があり、地域おこし協力隊に関し、一定の知識または経験を有する者の中から決定し、委嘱を行う。

2 総務省は、選任されたアドバイザーに対し委嘱状を交付する。

3 総務省は、第1項の決定に際して必要な条件を付することができる。

4 本事業におけるアドバイザーの委嘱期間は、1年を超えない範囲において総務省が定める。ただし、再委嘱を妨げない。

(アドバイザーの責務)

第10条 アドバイザーは、応募者数の増加、募集者数・受入れ自治体数の増加、任期終了後も含めた隊員のサポートの強化等の諸課題に対応するため、これまで培った知見、ノウハウ等を最大限活用し、地域おこし協力隊の取組の更なる推進に寄与するよう努めなければならない。

(アドバイザーの業務)

第11条 アドバイザーは、総務省の委嘱に基づき、派遣受入団体に対して地域おこし協力隊に関する助言、提言、情報提供等の支援を行うものとする。

(都道府県の業務)

第12条 派遣受入団体が市町村の場合、都道府県の地域おこし協力隊担当課の職員は、原則として、アドバイザーに同行するものとする（第3条第5項の「オンライン

ン会議」の場合であっても、原則として、オンライン形式又は対面形式でアドバイザーに参加するものとする。)

- 2 都道府県の地域おこし協力隊担当課の職員は、前項の規定によりアドバイザーに同行した場合、得られた知見を都道府県内の他の市町村に共有するものとする。

(謝金及び旅費)

第13条 総務省は、予算の範囲内において、派遣事業に対しては謝金及び旅費を、第3条第5項の「オンライン会議」に対しては謝金をアドバイザーに支払う。

- 2 総務省は、アドバイザーの派遣に当たって当該アドバイザーの介助者の派遣を要する場合には、総務省が認める介助者1名の旅費を支払う。

(守秘義務)

第14条 アドバイザーは、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならず、派遣受入団体の許可なく、派遣先における業務の履行以外の目的で使用してはならない。

(委嘱の取消し)

第15条 総務省は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第9条第1項の選任の決定を取り消すことができる。

- 一 アドバイザーが、業務上知り得た秘密を漏らした場合
- 二 アドバイザーが、業務の遂行を怠った場合
- 三 アドバイザーが、業務中に国の派遣者としてふさわしくない行為を行った場合
- 四 アドバイザーが、その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行った場合
- 五 アドバイザーが、心身の故障のため業務に支障をきたす場合
- 六 アドバイザーが、第9条第1項に定める選任決定の要件を満たさなくなった場合

七 その他総務省が委嘱を取り消す必要があると認める場合

- 2 総務省は、前項の規定によりアドバイザーの委嘱を取り消した場合、当該アドバイザーに通知し、派遣中の場合は派遣受入団体にもその旨を通知するものとする。
- 3 総務省は、第1項の規定によりアドバイザーの委嘱を取り消した場合、代わりに派遣するアドバイザーを選任できる。

(その他必要な事項)

第16条 アドバイザーに関する庶務は、地域力創造グループ地域自立応援課で処理する。

- 2 本事業の実施に関するその他の必要な事項は、別に定める。